

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	民間の民間による民間のための公益活動・非営利活動を普及、啓発啓蒙し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、併せて寄附文化の醸成にも寄与する事業	20.8%

[1] 事業の概要について(注1)

1) 書籍の頒布事業

日本及び海外における民間公益活動・非営利活動に関する法制、税制、会計ならびに公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等を書籍として出版する事業。

本年度は、次の新刊5点(改訂版含む)を刊行した。(1)『公益法人・一般法人の理事の役割と責任(第2版)』、(2)『公益法人・一般法人の立入検査(補訂版)』、(3)『これだけは知りたい!公益認定申請はやわかり』、(4)『公益法人・一般法人関係法令集』、(5)『公益法人・一般法人の運営実務(第3版)』。

2) Web(インターネット)による情報提供事業

日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・組織や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報をホームページおよびメール通信等により、適時に掲載、配信を行った。特に非営利法人ポータルサイトNOPODASでは、各公益法人の財務・組織関係データや公開情報の充実を図った。

3) シンポジウムの開催事業

「英国チャリティ」出版記念シンポジウム

『英国チャリティ - その変容と日本への示唆』の出版を記念して、12月24日に仏教伝道センターで出版記念シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、平成26年に実施した英国チャリティ変容調査の成果を広く一般に示す目的で開催されたもので、非営利セクター、研究機関、行政庁などから75名の参加があった。

4) 国内外の非営利組織との連携事業

<国内における連携>

東日本大震災 草の根支援組織応援基金

23年度の「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」に続き、平成25年6月に立ち上げたもの。27年度は、9月に第3回、28年3月に第4回配分を行った。第3回配分募集には46団体の応募があり、配分委員会を9月15日に開催し、17団体、合計684万円の助成配分団体を採択した(9月28日理事会で承認)。第4回配分募集には56団体が応募があり、配分委員会を3月2日に開催し、13団体、計536万円の助成配分団体を採択した(3月4日理事会で承認)。

「市民セクターの20年」研究会への参加

新たな「市民セクターの全体像」を提示することを狙いとして、2013年2月、ボランティア活動国際研究会と日本NPOセンター会員有志による「NPO研究サロン」を母体に「市民セクターの20年」研究会を発足。当協会も協力団体として、本年度も引き続き研究会に参加し、報告レポートを機関誌『公益法人』に掲載した。

<海外との連携>

非営利団体によるフォーラム(東アジア市民社会フォーラム)、国際会議(愛徳基金会、CIVICUS、Independent Sector、米日カウンスル等)等に参加、わが国の実情を正しく伝えるとともに、中国、韓国からの研修団・視察団等及び、米国はじめ随時来日した各国NPOセクター関係者に対して意見交換やアテンド協力をを行い、海外における非営利団体の活動情報収集と連携関係構築に努めた。また、米国のフィッシュ・ファミリー財団と共同で、平成28年10月に開催予定の「JWL I 2016東京サミット」について準備委員会を設置し、開催準備を進めた。

5) メディア対策事業

公益法人及び民間公益活動全般に関する理解を促進するため、新聞社、通信社等メディア向けに随時プレスリリース等を作成、情報発信を行った。

6) インターンシップ推進事業

8月後半の2週間、都内の2大学から女子2名(三年生及び二年生)を受け入れた。カリキュラムは、社内においては非営利法人制度や社会人に関する講義や各事業の実習など。社外実習としては公益法人4法人を視察、公益法人の社会的意義等を学んだ。

(事業実施のための財源)

1)の書籍の頒布事業を除きすべて対価を得ることのない事業であり、不足額は受取会費収入を充当した。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)	
チェックポイント事業区分 (下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するよういどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1) 書籍の頒布事業 1. 事業目的 書籍の頒布事業の目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。また、社会において寄附文化やボランティアの涵養を図る事業も行っており、広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。 イ 事業の質を確保するための方策 当協会の理事長以下役員は、公益活動等に知見を有する人材が豊富であり、書籍についても全部または一部を自ら執筆している。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	その他説明事項
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)	2) Web(インターネット)による情報提供事業 1. 事業目的 事業の目的は、日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報を、ホームページおよびメール通信等に適時に掲載・配信することにより、民間による公益活動・非営利活動の普及と啓蒙に貢献し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図るものである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体だけでなく、不特定多数の者が利用することができ、広く一般社会が、本事業を通じて利益を得るものである。 イ 事業の質の確保するための方策

<p>(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>本事業に係るコンテンツ・マネジメント及びサーバ管理は、高い能力とキャリアを有する当協会のITシステム部門が所管し、広報部門と十分な連携の下、運営されている。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>3) シンポジウムの開催事業</p> <p>1. シンポジウムは、公益法人等公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を普及啓蒙することを通じて、非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的として実施しており、この点は、ホームページやパンフレット上で明らかにしている。</p> <p>2. 非営利団体関係者はもとより、研究者や関心のある一般市民にも参加を呼び掛けている。</p> <p>3. シンポジウムの講師には、テーマに関し高い知見を有する有識者(執筆者ら)を招請している。また必要に応じ、弊協会の役員、専門職員が講師を務めている。</p> <p>4. 講師等への謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっている。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>4) 国内外の非営利組織との連携事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>民間の公益活動・非営利活動の普及、啓発啓蒙活動を推進するため、国内及び海外における非営利セクターの代表的団体との交流を深め、双方向での情報発信と協力関係の構築に努めている。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業により得られたネットワーク・情報は、当協会のホームページ、広報誌およびメール通信等で、広く社会に対し公開され、また当協会の様々な公益目的事業(提言事業等)に活用されている。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>本事業は、当協会の理事長以下役員が、国内外の非営利組織諸活動に積極的に参加し、ネットワークの拡大や情報の受発信に貢献している。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっ</p>	<p>5) メディア対策事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>「公共の担い手」としての民間公益活動の役割とその重要性などについて、メディアに発信する事業であり、市民社会の意識向上に寄与している。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の確保</p> <p>広く各メディアを通じて市民に情報を提供している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>主として理事長が取材等に協力している。</p>

<p>ているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>その他説明事項</p>
<p>(4) 体験活動等</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例: テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>6) インターンシップ推進事業</p> <p>1. 公益活動・非営利活動の普及啓蒙のため大学生を受入れるインターンシップ推進事業は、次世代を担う青年に、非営利活動の意義、状況及び制度を学び体験する機会を与えるもので、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、不特定多数の利益増進に寄与するものである。</p> <p>2. 当協会役職員が、上記に即したプログラムを企画・策定し提供している。</p> <p>3. 講師は、全員当協会の役員・職員・研究員である。</p> <p>その他説明事項</p>

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	民間公益活動・非営利活動を担う団体、個人に対し、これらに係る法制、税制についての正しい理解とさらにこれらの組織が真に社会の期待と信頼に応えられるために望まれるガバナンス等の組織運営と事業活動のあり方等について知識の向上を図るための能力開発・支援事業	58.4%

[1] 事業の概要について(注1)

1) 相談事業

公益団体・非営利団体及び公益信託の設立、運営、会計、税務、資金運用等について相談室を設け、面談相談及び電話相談に応じている。

6月より、上田公認会計士事務所(大阪)に相談業務を委託し、毎月第2・第4金曜日に関西相談室を設置、関西方面での相談支援をスタートした。

内閣府委託相談会：内閣府から受託した『公益法人の円滑な移行及び自主的・自律的な運営に向けて新公益法人制度の理解を深めるための広報業務(相談会形式)』は、東京都ブロックで10回、愛知・京都・宮城・石川・広島・福岡・松山・大阪の各地方ブロックで1回ずつ、計18回開催し、延べ405法人が参加した。

2) セミナー事業

会計セミナー：前年同様、入門編、基礎編、実務編、決算編の4コースで、計105回開催、2,404名が参加した。首都圏(都内・さいたま・横浜)で24回、その他地域(札幌・盛岡・仙台・甲府・静岡・名古屋・金沢・京都・大阪・神戸・広島・松江・松山・高松・宮崎・鹿児島・那覇)で81回開催した。

特別セミナー：一般法人、公益法人の法人運営上の実務に関する特別セミナーを実施、テーマはマイナンバー制度、定期提出書類と制度運営、労務管理、立入検査、ファンドレイジング、内閣府新公益法人制度FAQを題材とした収支相償等財務基準など。東京を中心に、大阪、京都、福岡、名古屋、仙台、那覇などで計37回開催、2,036名が参加した。その他、少人数制の「資産運用連続講座」、「マイナンバー講座」を実施。

トップマネジメント・セミナー：公益法人・一般法人の役員や幹部職員を対象とし、本年度は「今、あらためて公益活動について考える」をメインテーマに11月10日・11日の2泊3日で実施、16名が参加した。

他団体の依頼を受けて講師を派遣する「講師派遣」は、本年度40件実施した。

3) 機関誌『公益法人』の頒布事業

会員、官公庁、研究者その他への頒布事業である(月刊)。実務、情報、評論・解説、レポート記事等で構成。本年度から外部識者で構成する「編集委員会」を設け、誌面の充実を図った。

4) 情報公開(共同サイト)事業

主としてホームページを開設していない法人向けに、情報公開のためのサイトを提供する事業である。現在、約530法人が利用している。

(事業実施のための財源)

相談事業は、基本的には無料(但し、面接相談の場合、非会員は初回は無料、それ以降は1回あたり@5千円)であり、相談員の人件費や相談室にかかる物件費等がそのまま赤字となる。セミナー事業は、営利法人等が設定する同種受講料に較べはるかに低廉な価格設定となっている。機関誌発行を支える財源は、主として広告収入であるが、必要経費を賄うに至らず、慢性的赤字事業である。これらを合計した赤字は受取会費により支弁している。

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)

<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(5) 相談、助言</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例：助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>1) 相談事業</p> <p>1. 事業目的 事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、相談者は会員法人のみならず非会員も多く(約40%)、また企業、会計士などの専門家、行政からの相談もあり、民間組織唯一の常設公益法人等の相談窓口として定評があり、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、会員・非会員を問わず、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象としていない。</p> <p>イ 事業の質の確保 相談員は、当協会の役職員及び専門委員と、会計分野は一部嘱託公認会計士が務めている。全員公益活動に係る知見とキャリアを有する人材である。また3年前より相談業務を取りまとめる組織として「相談室」を新設し、内部の情報共有化と対応のスピード化が定着した。年間の相談業務は、「相談白書」としてまとめ関係先に配布し、また当協会に常時備え置いている。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2) セミナー事業</p> <p>1. 事業目的 事業目的は公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、会員・非会員を問わず開かれており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。</p> <p>2. 受講の機会 セミナー受講の機会は、会員・非会員を問わず広く一般に開かれており、開催案内は、ホームページ・広報誌・メールマガジン等を通じ周知している。</p> <p>3. 専門家の関与 セミナー講師は、当協会の理事長以下役職員・専門委員であり、公益活動に知見とキャリアを有する人材であり、関係方面から高い評価を得ている。会計セミナーについては、嘱託公認会計士が務めている。</p> <p>4. 講師料 当協会主催のセミナーの講師料は、役員は無償であり、嘱託公認会計士の場合は、時間当たり1.5万円を支払っている。講師派遣の講師料は、当協会の役職員が対応するが、講師料は「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。</p> <p>その他説明事項</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>3) 機関誌『公益法人』の頒布事業</p> <p>1. 事業目的 毎月機関誌「公益法人」を発行、約2,550部を会員、官公庁、研究者その他に無償で頒布している。事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていないことは明らかである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開 本事業は広く会員・非会員を問わず、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。</p> <p>イ 事業の質の確保 本事業の執筆者は、公益活動に深い知見とキャリアを有する会員・非会員・その他非営利組織に係る者及び当協会の役職員並びに専門委員である。記事の内容は、アンケート調査・各種委員会の討議等を元に作成された質の高いものである。</p> <p>エ その他 執筆料は、当協会役職員は無償であり、それ以外の者への支払いも薄謝であり、「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>4) 情報公開（共同サイト）事業</p> <p>1. 事業目的 公益法人の透明性を高めるために、情報公開共同サイトを開設している。これは主としてホームページを開設していない法人向けに提供している事業で、個別法人のホームページの開設とデータ更新を含むメンテナンス支援を行っている。本事業は、民間の公益活動の能力支援に寄与することを目的として不特定多数の者の利益増進に寄与している。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、本事業でホームページを開設する法人が増加することで、情報の公開が一段と進み、受益の機会がより開かれることとなる。</p> <p>イ 事業の質の確保 本事業は、高い能力とキャリアを有する当協会のIT部門が直接所管している。</p> <p>その他説明事項</p>

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公3	民間公益活動・非営利活動のわが国における状況と問題点ならびに国際比較を調査研究し、併せて国会はじめ関係方面に政策提言活動を行い、もって公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与する事業	6.8%

[1] 事業の概要について(注1)

1) 調査研究事業

内外の公益組織・非営利組織の制度と活動状況等についての調査研究事業である。

『英国チャリティ - その変容と日本への示唆』の出版：平成27年度に実施した「2006年英国チャリティ法改革後の変容調査」報告書をベースに、(公財)トヨタ財団並びに(一財)MRAハウスの助成協力を受けて専門書『英国チャリティ - その変容と日本への示唆』を27年12月に弘文堂から出版した。

非営利法人格選択に関する実態調査(継続調査)：平成26年度に実施した非営利法人格選択に関する実態調査の結果を踏まえて、法人格選択と認定選択の関係、行政庁/所轄庁や中間支援組織、企業、助成財団等における認識などを把握するための継続調査を実施した。(特活)日本NPOセンターとの共同研究である。

非営利法人に関する判例等研究会：一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、法人の事業運営に関連する行政庁の対応等、会社法や特定非営利活動法人法及び個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等を調査し、その知識や経験を公益法人・非営利法人界で共有し、今後の非営利セクター全体の定款自治をベースにしたガバナンスやコンプライアンスの向上を図ることを目的に、平成27年4月から判例研究会を設置、計3回の研究会会合を開催した。

CAPS委託調査事業の実施：平成27年1月からCenter for Asian Philanthropy and Society(CAPS)から委託を受けて日本におけるベストNPO(調査対象を(公財)さわやか福祉財団とした)を調査してきた。27年5月よりケーススタディ報告書の作成にCAPS編集担当者と着手し、報告書の最終調整の為、CAPS編集担当者と9月29日から3日間かけて東京にてケーススタディ報告書の最終調整を行った。その結果、12月に報告書が完成し関係機関に配布した。

ウェブアンケート調査：公益法人及び一般法人を対象に、(1)新制度下の運営、(2)寄附金及び税制、(3)東日本大震災への対応に関する質問内容でウェブアンケートを実施した。本調査は、公益法人約7,000法人、一般法人約5,700法人に発信し、公益法人から1,583件(回答率22%)、一般法人から737件(回答率13%)の回答があった。調査結果報告書は、平成28年3月に完成、関係方面へ送付した。

2) 専門委員会事業

○専門委員会事業は、当協会の常設委員会として、「法制委員会」「コンプライアンス委員会」「税制委員会」および「会計委員会」を設け、それぞれの分野における制度の現状の把握と分析及び改善すべき方向と具体的方策を研究討議する事業である。

本年度は、税制委員会を3回(うち1回は会計委員会と合同)、会計委員会を2回(うち1回は税制委員会と合同)開催した。税制委員会は、平成28年度税制改正要望について、会計委員会では公益認定等委員会会計研究会の意見募集結果について、それぞれ検討、意見交換をおこなった。

3) 提言事業

公益信託制度の抜本的改正：公益信託制度は、公益法人制度と並び民間による公益活動を推進する有力な制度であるとして、抜本改正を例年要望してきていたが、(公社)商事法務研究会内で「公益信託法改正研究会」が発足、公益信託法の改正に向けた検討作業が始まり、太田達男理事長も委員の一人として参加。平成27年4月1日の第1回目から計10回にわたる集中論議を経て、12月に報告書が公表された。これをうけ28年2月、今後の提言活動に活かすため当協会独自にアンケート調査を実施した。

平成28年度税制改正に関する要望：平成28年度税制改正に関する要望を取りまとめ、8月以降、関係各方面への要望活動を実施した。同要望は、寄附金税制(PST要件の撤廃等のフロー税制)、資産寄附税制(みなし譲渡所得非課税特例措置の適用要件の見直し等のストック税制)とその他(奨学金借用証に係る印紙税等)で構成されている。その内、税額控除制度におけるPST要件緩和と奨学金事業に係る印紙税の非課税措置が28年度より実現の運びとなった。

(事業実施のための財源)

調査研究事業は、助成を得られたとしても当該事業に係る費用を全額賄えるものではなく、また専門委員会事業および提言事業についても、収入のない事業であり、それらの不足分は受取会費収入によって補っている。

〔 2 〕 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 （別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法別表における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。）	
<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>（下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）</p>	<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1) 調査研究事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>調査研究事業は、広く内外の公益法人をはじめ非営利法人の制度、活動状況などを調査するとともに、その問題点とあり方について研究するものである。特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、本事業により市民社会全体が利益を得ることができる。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>調査研究結果は、報告書として広く関係方面に配布するほか、公益法人誌への掲載やウェブサイトでも公開し、広く一般社会に還元している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>調査研究には、専門的知見を有する外部有識者及び当協会役職員からなる委員会を組成して行うことが一般的である。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>2) 専門委員会事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>本事業は、公益団体の制度的基盤を改善・整備するための研究・討議の場であり、民間公益活動の活性化を目的とするもので、社会の利益に合致するものである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>専門委員会の討議結果は、政府はじめ関係方面への提言・要望活動に反映され、また、公益法人誌などに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>専門委員会は、専門的知見を有する実務家及び当協会役職員で構成される。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。</p> <p>その他説明事項</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>3) 提言事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>政党、国会、行政、学会、マスコミなど関係方面に対し、調査研究の結果を踏まえて提言活動を行う。これらの政策提言活動を通じて、民間による公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与している。</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>それぞれの提言活動の結果は、公益法人誌、メールマガジンなどに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>それぞれの提言活動は、専門的知見とキャリアを有する実務家及び学者並びに当協会役職員で構成される各種専門委員会やアドホックの研究会の成果をベースに当協会の判断と責任で実施するものである。</p>
	<p>その他説明事項</p>

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。